

第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解

第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 5 章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は 1 件であった。
環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
調査、予測及び評価	<p>地盤が軟弱地であり大型車輛の通過時の振動の影響が大きいと思われるので現在住宅の存在する地点での調査地点増やしてほしい。</p>	<p>本事業に伴う振動の影響が最も大きくなる各調査及び予測断面(道路端)で求めた振動レベルで、住居等への影響を含め予測評価を行い、適切な環境保全措置等を検討いたしました。</p>
	<p>現在、畑、コンクリート破砕所(下新倉小学校隣)、車輛等によると思われる粉塵が多く、目視し易いものでは自家用車の表面に相当数付着している。特に西北からの風の影響が大きい。 粉塵の種類を特定して欲しい。それによって今回の土地利用計画事業の影響予測を出してほしい。 測定点では、概要版図 3-1 NO2 と NO3 の中間地点・大島公園付近も必要</p>	<p>本事業で調査対象とするものは、主として自動車排ガスの浮遊粒子状物質及び造成工事に伴う粉じんとなります。 これについては、現況を現地調査にて把握し、本事業による影響を考慮して予測評価等を行いました。 なお、調査地点につきましては、工事中及び供用後に自動車の走行が集中する調査計画書で設定した調査地点にて、沿道の状況及び計画地内のバックグラウンドを十分把握できていると考えております。</p>
事業計画	<p>今回影響調査計画書について、土地利用計画が部分的に切り取ったもので全体像が不明、特に道路の全容がわからないためどんな影響が想起されるのか予測し難い。例えば、企業用地への進出予定企業が製造・運輸となっており、大型車輛が増加すると思われるが、新設道路幅の明示がない。 新設道路(和光高校からの)が中断されているが全面開通した場合を明示すべきである。道路の全通完成を推測して懸念を下記に述べます。 ・大型車輛の通過による、振動、排気ガス等 ・24 時間の交通量、騒音。現在早朝・深夜は車輛の走行はほとんどない ・もし吹上観音の交差点につながるとすれば、朝夕の渋滞が増加する ・また、現在の通学路が分断され、かつ大型車輛の増加による学童への危険性が高まる。 ・今事業計画が、企業誘致と利便性の向上、水道道路の混雑解消が主目的であれば、水道道路を拡幅し、道路に沿った植樹など整備し騒音や大気汚染が軽減されるのではないかと。 よって今事業計画が、住環境に大きな影響を与えるものであり土地利用計画の見直しを要望します。例として挙げると神明道下バス停がある道路の歩道の設置などが優先課題であり地域の住環境の保全改善になる。その視点から土地利用計画を作り直してほしい。</p>	<p>計画地内外の一般国道 254 号バイパスについての道路の位置、形状及び幅員等については、埼玉県が計画・公表し、また、公表された内容を基に準備書に記載しました。 公表された道路計画を基に道路沿道及び住居等に対する大気、騒音、振動等の影響も予測評価を行い、適切な環境保全措置等を検討いたしました。 また、計画地内の区画道路における通学路等の歩道整備については本事業の中で計画しております。 なお、安全対策等の詳細につきましては、今後、関係機関と協議の上、決定してまいります。</p>

7.2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示された知事の意見と事業者の見解は、表7.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
事業計画について	<p>計画地及びその周辺地域に係る道路計画が変更され、それに伴って本事業計画を変更する場合には、想定される環境影響について再検討すること。</p> <p>特に大気質、騒音、振動において道路沿道に設定した調査地点及び予測地点については、位置の変更・追加を検討すること。</p>	<p>計画地及び周辺地域における道路計画が変更となり、本事業計画についても一部変更となったため、想定される環境影響について再検討を行い予測地点について、変更を行いました。</p>
調査、予測及び評価について	<p>全般的事項</p> <p>ア 隣接して実施されている土地区画整理事業の進行による複合的な環境影響について考慮すること。</p> <p>イ 和光高校、和光病院等の特に環境上保全すべき施設に配慮して、調査地点及び予測地点を追加すること。</p>	<p>隣接する和光北インター地域土地区画整理事業における発生集中交通量も加味し、影響を考慮した予測を行いました。</p> <p>学校及び病院等の特に環境保全すべき施設に配慮し、予測の地点として追加しました。</p>
	<p>大気質、騒音・振動</p> <p>ア 計画地及びその周辺地域は現況においても大型車の通行が多く、本事業計画の実施によりさらに増加することが見込まれる。大気質、騒音、振動の予測において、類似事例等を参考に、進出企業の業種・規模等を具体的に想定するなどして、大型車類及び小型車類の交通量条件を設定したうえで、その根拠を明示すること。</p> <p>イ 水道道路と主要地方道練馬川口線の交差部分にも住宅地が存在することから、調査地点の追加を検討すること。</p>	<p>大気質、騒音、振動の予測において、既存資料や類似事例等を参考に、進出企業の業種・規模等を具体的に想定し、大型車類及び小型車類の交通量条件を設定したうえで、その根拠を準備書に記載しました。</p> <p>水道道路と主要地方道練馬川口線の交差部分において、調査地点を追加しました。</p>
	<p>大気質</p> <p>ア 沿道環境大気質の調査地点 No.5 について、簡易測定で行うとしているが、可能な限り他の調査地点と同様の調査方法により実施するよう努めること。</p> <p>イ 計画地及びその周辺地域は交通量が多く、車両の排出ガスの影響が懸念されることから、沿道の微小粒子状物質 (PM2.5) について計画地内の主要な地点を選定して現地調査を行うこと。</p>	<p>調査地点No.5 についても公定法で測定を実施しました。</p> <p>計画地及び周辺地域の沿道調査地点を代表する No.1 及び No.2 において、微小粒子状物質 (PM2.5) の現地調査を追加しました。</p>

表 7.2-1(2) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
調査、予測及び評価について	<p>ア 計画地の土地利用の状況において、駐車場、資材置き場、工場、事業場及び残土受入施設等が混在している現況に鑑みて、地歴調査を行い、有害物質の排出、使用等により土壌汚染の可能性がある土地利用が過去に行われたことが判明した場合には、その地点において土壌に係る有害項目を調査すること。</p>	<p>計画地内において、特定有害物質の取扱の可能性のある学校や事業場の立地が確認されましたが、事業場については、特定有害物質の取扱の可能性のあるものの、まだ操業中であるため、今後、操業が停止した後に本事業の工事着工に先立ち土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に則して適切に対応してまいります。</p>
	<p>イ 造成工事等による土壌の飛散・流出の影響について考慮したうえで、土壌を調査、予測及び評価の項目とする必要はないのか検討すること。</p>	<p>造成工事等による土壌の飛散・流出の影響を考慮し、予測及び評価の項目として追加しました。</p>
	<p>植生調査について、秋季のみ実施としているが、計画地には秋季に同定できない植物の存在が懸念されるため、調査時期を追加すること。</p>	<p>植生調査は、春季調査を中心に実施し、植物相調査時の秋、初夏にも補足的な確認を行いました。</p>
	<p>計画地の地形等を考慮すると、埋蔵文化財が存在する可能性がある。関係機関と協議のうえ、必要に応じて調査、予測及び評価の項目への追加を検討すること。</p>	<p>区画整理事業において文化財所管課の指導に基づき適切に対応してまいります。</p>
環境保全措置について	<p>環境保全に必要施設 工事や施設の稼働が和光高校での授業及び和光病院での診療などに与える影響について十分に把握したうえで、環境保全措置を検討し具体的に記載すること。</p>	<p>学校及び病院等の配慮が特に必要な施設については、企業用地と面する部分の緑地の配置による緩衝区域の設置、工事中における低騒音型建設機械の使用による騒音の低減を図る等、適切な環境保全措置を行ってまいります。</p>
	<p>温室効果ガス 道路の開通及び企業の進出に伴い、交通量・交通流が大きく変化することが予想される。公共交通機関への切り替えや渋滞緩和策等を講じ、温室効果ガスの抑制に努めること。</p>	<p>今後、公共交通機関の利用促進等による、二酸化炭素削減や渋滞緩和対策に関する保全対策を検討していきます。</p>

